

差別のない明るいまちを
罪を償った人と人権

◆罪を償った人とは

人が罪を犯した場合、警察・検察の捜査の結果、起訴されると裁判で有罪となり実刑が確定すると、懲役や禁固などの刑が執行され、刑務所などの施設に収容されます。出所の要件を満たすと、出所し社会復帰するということとは、法律により認められています。これらの人々が、罪を償った人、すなわち刑を終えて出所した人です。確かに、これらの人々は、過ちを犯してしまいました。

しかし、その罪ときちんと向き合い、刑務所などで更生のための処遇を受け、社会で再出発

しようとする、これら罪を償った人は、わたしたちと同じ社会の一員であることに何ら変わりはありません。

◆社会復帰の現状

こうした人が社会復帰するにあたっては、本人の意志が重要であることは言うまでもありません。

しかし、強い更生意欲があっても、次の事例のように社会復帰が阻まれることが多く、罪を償った人にとって厳しい現実があります。

- 就職を望んでも、希望する職には就きにくい。また、就職できても、前科があることが分かると解雇されることがある。
- 部屋を借りる際に、前科があるという理由で断わられたり、保証人が見つからずに借りられなかったりする。
- 悪意のあるうわさを流され、住み慣れた地域から離れざるを得なくなることもある。

◆住民の意識

2007（平成19）年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、17項目の人権課題の中で、関心のある課題として、「刑を終えて出所し

た人」を挙げているのは、多い方から12番目であり、罪を償った人の人権問題に対する国民の関心は、まだまだ低い状況であることがわかります。

また、ある県で実施された意識調査では、「日ごろから親しくつきあっている人が、刑を終えて出所した人である」とわかったとき、あなたはどうしますか」との質問に対する回答として、「同じように親しくつきあう」（27%）、「つきあうが、気を使う」（45%）、「できるだけ、つきあいを避ける」（14%）、「つきあいをやめる」（2%）という結果が出ています。

◆社会の理解と協力

近年、頻発する凶悪犯罪や被害者救済への世論の高まりなどにより、犯罪者や犯罪前歴者に対する厳しい見方があるのも事実です。

しかし、犯罪者も刑を終えれば、それぞれの地域に戻り、地域社会の一員として生活していくこととなります。罪を償った人が、円滑に社会復帰するためには、被害者等への謝罪や被害回復に向けた本人の努力と更生意欲はもちろん重要ですが、こうした人に対する地域住民の正しい理解・協力と差別解消のために、社会全体が支援していくことが必要です。このことが犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりにもつながります。

◆更生保護制度

罪を償って、社会復帰のために努力している人にとっては、周囲の理解と協力が大きな力となります。

更生保護制度は、罪を犯した人が通常の社会生活をしながら健全な社会の一員として立ち直れるように、国とボランティアが力を合わせて指導・援助するものです。この制度は、「罪を犯した人も、本人の自覚と周囲の条件によって立ち直ることができるといふ、人間に対する信頼感に根ざしたものです。

なお、2008年の更生保護法施行にもない、「心情等伝達制度」が導入されました。これは、被害者等に関する心情やその置かれている状況などを保護観察官が保護観察中の加害者に伝え、加害者に被害の状況などを直視させて、反省や悔悟の情を深めさせるように指導や監督を行うものです。加害者が犯した罪の重さに正面から向き合うことで、さらなる更生が期待されています。

参考・引用文献

- 「人権ポケットブック」
- （財）人権教育啓発推進センター発行
- 「じんけん」
- 徳島県高等学校
- 人権教育研究会発行

人権の詩

水と影^{かけ}

金子みすゞ

お空の影は、
水のなかにいつばい。
お空のふちに、
木立ちも映る、
野ばらも映る。
水はすなお、
なんの影も映す。

水の影は、
木立ちのしげみにちらちら。
明るい影よ、
すずしい影よ、
ゆれてる影よ。
水はつつましい、
自分の影は小さい。

出典

「金子みすゞ童謡絵本
選 矢崎節夫
JULA出版局発行
明るいほうへ」

人権教育・啓発推進者研修会

人権劇「千の舞い

くふるさとへ帰りたい」
阿波市民劇団 千の舞い座
【日時】6月24日（金）午後3時から
【場所】ミリカホール
※どなたでも参加できます。

詳しくは、市人権推進課
（☎32・2122）まで。